

令和8年7月15日		
資 料 提 供		
担当課	教育委員会	総務課 吉田(内3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和8年6月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	1(1)
職員等	1(0)
計	2(1)

(2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	0
郵便・FAX	2
その他	0
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある施設の耐震性等に不安を感じている。	以前より調査しており、耐震性等について問題はない。
②	ある中学校の職員が授業中に履修内容と関係のないことをしていた。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に調査を依頼した結果、一部事実が認められたため、当該市町村教育委員会から、管理職及び当該職員に指導を行ったとの報告を受けた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 1 ①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 1

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの) 1 ①

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 1 ②

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(5月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R8.5月③	ある県立学校の運動部外部コーチが、過去に不適切な言動を行っていたことを現在の所属長が把握していない。	現在の校長は、過去に当該コーチが不適切な言動に対し指導されていたこと及びその後、指導が改善されていたことを把握していた。
R8.5月⑦	ある中学校の部活動において、適切な休養日を設定せず活動している。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に調査を依頼した結果、一部事実が認められたため、当該市町村教育委員会から、管理職及び当該職員に指導を行ったとの報告を受けた。